

条 例

埼玉県山西省友好記念館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県山西省友好記念館条例を廃止する条例

埼玉県山西省友好記念館条例（平成四年埼玉県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。